

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

プロポーザル募集要項

第1 プロポーザルの目的

交通事業者の撤退等によって公共交通空白地帯になった地域においては、地域住民自らが主体となって共助交通（NPO 等による自家用有償旅客運送）を運行することで地域住民の生活を支えている。

一方で、共助交通を担う地域（運行主体）においては、『運行管理業務』が負担となっており、共助交通を維持していくことへの不安の声があがっている。

今後も地域における共助交通を維持し、安全で適切な運行を担保するため、地域の負担軽減につながる運行管理業務を支援することとし、当該業務を担う事業者について公募型プロポーザル方式で選定を行う。

第2 業務の概要

1. 業務の名称

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

2. 実施場所

鳥取市内

3. 業務内容

本事業は、共助交通の運行主体が行うべき運行管理業務の支援及び運行に関する助言等とし、詳細は仕様書に定める。

4. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5. 契約上限額

本件事業の契約上限額は、次のとおりとする。

金7,295,700円（消費税及び地方消費税を除く。）

第3 参加に関する条件等

1. 参加資格

運営者に応募できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ①本事業を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。）
- ②鳥取市内に事業所または事務所等を有し、適宜運行地域現地での支援及び体制構

築等が行える体制にあること。

- ③令和3年度から令和7年度までに、道路運送法第2条に定義される旅客自動車運送事業または道路運送法第78条に基づく自家用自動車による有償の旅客運送の運行管理業務又は運行管理支援業務の実施実績があること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤募集開始の日から参加表明書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- ⑥募集開始の日から参加表明書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、又は今後必要な時期までに受ける見込みのある者であること。
- ⑨市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ⑩宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、本募集要項を公表した日から契約締結の日までとする。

3. 応募に関する留意事項

(1) 失格又は無効の要件

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書の内容が、募集要項の要件を満たしていない場合
- カ 審査会構成委員に対して、直接、間接問わずに故意に接触を求めた場合
- キ 他の参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ク その他、審査会が不相当と認める場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書を提出できない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（軽微なものを除く）。

(5) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

提案者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとする。

(8) 応募の辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を交通政策課へ提出する。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

第4 プロポーザルのスケジュール等

1. 募集及び事業者選定のスケジュール（予定）

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和8年1月21日（水）
質問・意見の受付	令和8年2月17日（火）まで
参加表明書等の受付	令和8年2月17日（火）まで
運行主体へのヒアリング可能期間	令和8年2月20日（金）まで
提案書の受付	令和8年2月24日（火）～2月25日（水）
提案内容の評価（書面審査）	令和8年2月下旬～3月上旬（予定）
審査結果の通知	令和8年3月上旬（予定）
事業開始	令和8年4月1日（水）～

※運行主体へのヒアリングを行う際は、仕様書別添資料「共助交通運行概要」記載の連絡先より、運行主体と事前に日時調整を行うこと。

※連絡の際は、「共助交通の運行管理業務の受託を考えており、運行状況をお聞きしたい」と伝えること。

※運行主体へのヒアリング時間は、一地域あたり30分間までを目途とすること。

2. 募集要項等に関する事項

(1) 事務局

本業務に関する事務局は、次のとおりである。

鳥取市都市整備部交通政策課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市役所本庁舎 5階 54番窓口
電 話 0857-30-8326
E-mail kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

ア 質問については、募集要項等に関する質問書（様式第1号）に簡潔に記載し、事務局へ電子メールで提出すること。これ以外による受付は行わない。
※電子メールでの提出後、この旨を電話にて連絡すること。

イ 質問への回答

アの質問に対する回答については随時行うものとし、本市ウェブサイト上で回答する。

ウ 質問の受付期限 令和8年2月17日（火）午後5時

3 応募・審査に関する事項

(1) 応募方法

①参加表明書等の受付

ア 受付期間

令和8年2月17日（火）午後5時15分まで

イ 提出方法等

以下の提出書類（様式2～3）に必要事項を記載し、①～③について事務局へ電子メールで提出すること。

※電子メールでの提出後、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

【提出書類】

	提出書類	備考
①	参加表明書（様式第2号）	
②	実施体制調書（様式第3号）	
③	納税証明書	・国税：納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税） ・地方税：都道府県民税及び市町村民税（法人所在地より発行されたもの） ※申請日以前3カ月以内の証明日のものであること。（写しでも可）

②提案書の受付

ア 受付期間

令和8年2月24日（火）～2月25日（水）午後5時15分

イ 提出方法等

以下の提出書類（様式4～5）に必要事項を記載し、事務局へ電子メール

で提出することと併せて、正本を持参または郵送で提出すること。

※持参の場合－受付時間は午前8時30分から午後5時15分

※郵送の場合－受付期間内必着

※電子メールでの提出後、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

【提出書類】

	提出書類	備考
①	企画提案書（様式第4号）	〈正本1部〉
②	提案価格に関する提出書類（様式第5号）	〈正本1部〉 日額管理業務費を設定すること
③	その他提案内容の説明に必要な資料（任意提出・自由様式）	〈正本1部〉

（2）参加資格審査

参加資格審査については、提出順に随時審査を行う。参加資格審査の結果、参加資格がある者の提案内容について審査を行う。

また、本業務に参加する資格がないとされた者については、その理由を付してその旨を通知する。

4. 事業者の決定手続き等

（1）事業者の選定方法

事業者の選定に際しては、審査委員会を設置の上、提案内容の審査を行い、応募者からの提案内容と提案価格を総合的に評価したうえで、最優秀提案者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募書類の内容確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

提案内容について審査委員会から質問等があった場合、応募者は事務局が指定する期限内に回答するものとする。

提案内容の評価の基準及び配点は次のとおりとする。

【評価点】

評価項目	評価の観点	配点
①知識・理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容及び関係法令を熟知しているか ・支援する運行主体の実態等を把握しているか 	20点
②実行力（実現性）	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書における業務内容及び提案内容を実現する能力を有するか ・円滑な点呼業務が実現できる工夫は十分か ・業務実施スケジュールや計画は妥当で実現可能性が高いか ・提案事業と同種事業の実績があるか 	20点
③実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたり、適切な業務体制がとられているか ・運行主体と連携が取れる体制となっているか ・有事の際に迅速に適切な対応が可能な体制となっているか 	20点
④独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の充実や、運行主体の支援につながる独自提案か ・継続性や合理化につながる提案内容か 	10点

①審査は、各審査委員が評価基準に基づいて個別に採点した評価点の平均と、価格

点を合計する方法により得点を算出して最も得点が高かった者を最優秀提案者とする。なお、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の多数決で最優秀提案者を決定する。

- ②評価点の採点にあたっては基準点を設け、審査委員全員の点数合計が6割を下回る場合は、選定の対象外とする。

※価格点は、次の式で算出する。ただし、価格点の上限は30点とする。

$$\{1 - (\text{提案価格} / \text{契約上限額})\} \times 100$$

(2) 提案価格

提案価格は、仕様書に定める全ての業務を実施するにあたって必要となる金額とし、契約上限額を下回ることとする。

なお、積算にあたっては、契約時に設定する日額管理業務費単価を参照することとする。

(3) 契約候補者の決定

市は、審査による最優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、最優秀提案者を契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

第5 その他留意事項

- (1) 提出された提案書は、選考以外の目的には使用しない。
- (2) 提出された提案書は、選考を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提案内容については、必要に応じてその概要を公表することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等の変更、返却はしない。
- (5) 提案者は、本市が提供した資料等を本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。
- (6) 天災その他止むを得ない事由により審査等が実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。
- (7) 事業候補者又は事業者（以下「事業者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、事業の候補者としての決定の取り消し又は事業者との契約を解除する。

また、決定の取り消しとなった場合は、選定結果において評価点が次に高い参加者を本事業の候補者として選定する。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
- ② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合
- ③ 実施要領等において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ④ 事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑤ 事業者等が倒産し、又は解散した場合
- ⑥ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められる場合
- ⑦ 正当な理由なくして覚書の締結に応じない場合

- ⑧ その他事業者等に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合
(8) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

第6 担当部署

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市都市整備部交通政策課（鳥取市役所本庁舎5階）
TEL：0857-30-8326
電子メール：kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp